

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第4号	
事故等種類	運航不能（舵板脱落）	
発生日時	平成21年12月16日 13時00分ごろ	
発生場所	長崎県長崎港神ノ島岸壁付近	
事故等調査の経過	平成22年1月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第六あおい丸、98トン 134489、葵新建設株式会社 B 砂採取船 第八あをい丸、1,298トン なし、葵新建設株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 舵頭材及び下部舵針が破断して、舵板が脱落 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか6人が乗り組み、B船を押して、長崎港神ノ島岸壁を離岸作業中、平成21年12月16日13時00分ごろ、バウスラスタ及び舵を使用して旋回しようとしたが、旋回できず、直進して航路外に投錨した。 その後、引船にえい航されて神ノ島岸壁に着岸し、調査したところ、舵板が脱落しており、舵板は岸壁付近の海底で発見された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3 海象：潮汐 下げ潮末期	
その他の事項	本船は、平成21年11月17日13時00分ごろ、熊本港において着岸作業中、船尾船底に異常音及び衝撃が生じた。 このとき、船長は、船尾船底が浅瀬に接触したと判断したが、着岸後に各部を点検して、推進器及び舵の操作に問題がなく、船体の破損や油流出もなかったことから、その後も航海を続けていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、長崎港神ノ島岸壁において離岸作業中、舵頭材及び下部舵針が破断したため、舵板が脱落して運航不能になったものと認められる。 A船は、本インシデント前に熊本港で着岸作業中、船尾船底に衝撃を受けたとき、舵頭材及び下部舵針に生じたき裂が、その後の航海中に伸展して舵頭材及び下部舵針が破断した可能性があると考えられる。

		船尾船底に衝撃を受けたのは、浅瀬に接触した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、A船が、長崎港において、離岸作業中、舵頭材及び下部舵針が破断して舵板が脱落したため、運航不能となったことにより発生したものと認められる。	